

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 10 月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600069 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600074 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年6月15日の標準賞与額を50万1,000円、同年12月15日の標準賞与額を48万9,000円、平成17年12月15日の標準賞与額を50万円、平成18年6月15日の標準賞与額を47万1,000円、同年12月15日の標準賞与額を45万3,000円、平成25年12月13日の標準賞与額を43万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年6月15日、同年12月15日、平成17年12月15日、平成18年6月15日、同年12月15日及び平成25年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年6月15日、同年12月15日、平成17年12月15日、平成18年6月15日、同年12月15日及び平成25年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 6 月
② 平成 16 年 12 月
③ 平成 17 年 12 月
④ 平成 18 年 6 月
⑤ 平成 18 年 12 月
⑥ 平成 25 年 12 月

請求期間に係る標準賞与額の記録が欠落しているため、所持している賞与明細書を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された賞与明細書及び同僚の賞与明細書により、請求者は、当該期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①から⑥までの賞与支給日については、A社の担当者の陳述により、請求期

間①は平成16年6月15日、請求期間②は同年12月15日、請求期間③は平成17年12月15日、請求期間④は平成18年6月15日、請求期間⑤は同年12月15日、請求期間⑥は平成25年12月13日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与支給額から、50万1,000円、請求期間②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、48万9,000円、請求期間③から⑥までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間③は50万円、請求期間④は47万1,000円、請求期間⑤は45万3,000円、請求期間⑥は43万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成16年6月15日、同年12月15日、平成17年12月15日、平成18年6月15日、同年12月15日及び平成25年12月13日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600130 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600076 号

第 1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成3年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に平成2年11月から勤務し、平成3年3月31日に退職した。同社の賃金明細書によると、平成3年3月分の厚生年金保険料が同年4月支給の給与から控除されていたにもかかわらず、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持するA社の退職証明書、「平成3年分 給与所得の源泉徴収票」及び元上司の回答により、請求者は平成2年11月2日から平成3年3月31日まで同社に継続して勤務していたことが確認でき、請求者が所持する平成2年11月から平成3年4月までの賃金明細書及び上記源泉徴収票により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成3年3月の標準報酬月額については、請求者の同年2月の厚生年金保険の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成3年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者

に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日、雇用保険の離職年月日及び厚生年金基金の加入員資格喪失年月日の記録は符合しており、社会保険事務所、公共職業安定所及び厚生年金基金のいずれもこれを誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600121 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600073 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 44 年 4 月 1 日から昭和 45 年 7 月 1 日まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 31 日から昭和 46 年 1 月 20 日まで
④ 昭和 46 年 3 月 1 日から昭和 47 年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 47 年 11 月 1 日から昭和 48 年 3 月 20 日まで
⑥ 昭和 48 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A事業所において、昭和 44 年 4 月 1 日から昭和 46 年 1 月 20 日頃まで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が昭和 45 年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日までしかない上、標準報酬月額については、3 万 6,000 円よりもっと高額であったはずである。また、B社において、昭和 46 年 3 月 1 日から昭和 48 年 3 月末頃まで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が昭和 47 年 11 月 1 日から昭和 48 年 3 月 20 日までしかない上、標準報酬月額については、5 万 2,000 円よりもっと高額であったはずである。調査の上、各請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び③について、請求者は、A事業所に勤務していたと主張しているが、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和45年4月14日であることが確認できることから、請求期間①のうち、昭和44年4月1日から昭和45年4月13日までの期間は、適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、請求者は、昭和44年4月1日、A事業所のオープンと同時に入社したとしているが、同事業所の元事業主は、A事業所の開店日は昭和45年1月8日であった旨回答している。

さらに、A事業所において請求期間①及び③当時に厚生年金保険被保険者資格を有する4人の元同僚に照会したところ、一人は請求者を記憶していたが、請求者の請求期間①及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

加えて、A事業所は平成10年4月16日に適用事業所でなくなっている上、元事業主は、賃金台帳等の関連資料を保存していないと回答していることから、請求者の請求期間①及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、A事業所における標準報酬月額についてはもっと高額であったはずであると主張しているが、A事業所は平成10年4月16日に適用事業所でなくなっている上、元事業主は、賃金台帳等の関連資料を保存していないと回答しており、請求者の主張を確認できる資料はない。

また、A事業所において請求期間②当時に厚生年金保険被保険者資格を有する4人の元同僚に照会したところ、一人は請求者を記憶していたが、請求者の請求期間②に係る主張を裏付ける回答を得ることができない。

さらに、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間④及び⑥について、請求者は、B社に勤務していたと主張しているが、同社において請求期間④及び⑥当時に厚生年金保険被保険者資格を有する20人の元同僚に照会したとこ

ろ、4人は請求者を記憶していたが、請求者の請求期間④及び⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

また、B社は昭和52年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間④及び⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間④及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間⑤について、請求者は、B社における標準報酬月額についてはもっと高額であったはずであると主張しているが、同社は昭和52年9月30日に適用事業所でなくなっている上、元事業主は既に死亡していることから、請求者の主張を確認することができない。

また、B社において請求期間⑤当時に厚生年金保険被保険者資格を有する20人の元同僚に照会したところ、4人は請求者を記憶していたが、請求者の請求期間⑤に係る主張を裏付ける回答を得ることができない。

さらに、請求者は、請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600140 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600075 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月
② 平成 19 年 7 月

私は、請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録が欠落している。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は平成28年1月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主からは、請求者の請求期間に係る賞与支払届を提出したか否かについて回答が得られないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、閉鎖事項全部証明書により、A社は平成28年5月*日付けで破産手続廃止の決定確定となっていることが確認できる上、同社の破産管財人は、事業主から請求期間当時の資料は預かっていない旨陳述している。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地であるB市から提出された請求者の「平成18年分 給与所得の源泉徴収票」及び「平成19年分 給与支払報告書」により、平成18年及び平成19年の年間の給与収入額及び社会保険料控除額は確認できるものの、その内訳は不明であることから、請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、請求者は、賞与については現金支給であり、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない旨陳述していることから、請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。